

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	広報紙の見直しについて	広報広聴課
2	ふるさと応援寄附金PR事業について	
3	行革アクションプログラム2016	行政管理課
4	環境省 森里川海プロジェクトモデル事業の採択について	環境政策課
5	墓地等の経営許可等に関する事項について	環境保護課

平成28年 9 月 7 日

広報紙の見直しについて

1 見直しの背景

○平成26年度に、市民800人を対象に「小田原市から提供する情報入手に関するアンケート」を実施し、市民の市政情報入手方法について幅広く把握した。広報紙を読んでいるのは全体で7割以上であったが、世代により閲読に開きがあることが分かり、さまざまな方法で広報紙を手に入れやすくする必要があることが分かった。

○平成27年度に庁内の副部局長級等で実施した「意識改革リーダーによる事務事業見直し」では、行財政改善推進委員会より、「市民ニーズを把握し、広報紙の発行回数の見直しを含めた、行政情報の適切な提供に努める」よう提言された。

○平成28年度は、広報紙のあり方に焦点を絞り、市民2,000人を対象にアンケートを実施した。広報紙を読んでいるのは全体で8割以上であり、発行回数は1回でよいとする声が過半数であった。

2 見直しの視点

コンセプト～「誰でも手に取れ、読むことができる、分かりやすい広報紙」～

- (1) 入手しやすさ
- (2) 見やすさ
- (3) ニーズに対応した情報
- (4) 経費の削減

3 見直し後の広報紙

- (1) 発行回数：月1回
- (2) 発行時期：月初
- (3) 体裁：タブロイド版・フルカラー・16ページ
- (4) 今後のスケジュール：
 - ・平成28年10月～ 職員周知（広報担当会議等）
 - ・平成29年 1月～4月 市民周知（広報紙掲載等）
 - ・ 5月 5月1日号より反映

誰でも手に取れ、読むことができる、分かりやすい広報紙
 広報紙の見直しについて

[市民の声] 2,000人にアンケート。回答：718人(35.9%)

- 市に関する情報入手媒体
 - 1 広報紙 80.5%
 - 2 回覧板 58.5%
 - 3 タウン紙 40.9%
 - 発行回数
 - 1 回でよい 54.7%
 - (節約できるなら)
 - 2 回でよい 49.8%
 - 3 回以上 47.5%
 - 見やすさ
 - 文字・写真を大きく 15.2%
 - 色は現状と同じ 19.5%
 - 配布
 - 新聞を購読していないので 22.2%
 - 自治会配布にしてほしい。 31.0%
- 希望の多い掲載内容
- 1 税や国民健康保険などの 49.8%
 - 各種手続きの説明 64.3%
 - 2 イベントや講座 51.7%
 - 3 市の重要施策や市政 47.5%
 - 4 防災・防犯 49.8%
- 希望少ない—
- 活躍する市民の紹介 15.2%
 - 特集的な読み物 19.5%
 - 子育て 22.2%
 - 健康・スポーツ 31.0%

[職員の声] 庁内アンケート。回答：107人

- 発行回数
 - 1 回でよい 多数
 - 見やすさ
 - 目次や見出しの工夫
 - 掲載内容
 - お知らせに重点 特集を減らす
- 変更時の留意
- 市民・職員への周知
 - 掲載量が減ること
 - タイミングのよい広報
 - 代替案整備
 - 回覧が増えないように

[全国同規模自治体状況] (人口15~20万・52市)

- 掲載量：A4換算32P/月が最多(26市)。
- 本市16P×月2回=32P/月
- 月1回発行：2014年時点…36.5%(19市)
- 2016年時点…52.9%(27市)
- ・この数年で趨勢に変化

[県内状況]

- 月1回発行：4市[横浜市、横須賀市、逗子市、三浦市] (月2回発行の南足柄市は、見直し中)
- タブロイド版：13市[横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、座間市、綾瀬市]

[新しい広報紙]

- 1 手に入れやすい広報紙
 - (1) 世帯に行きわたる印刷部数 73,200部→80,000部 (7/1現在79,734世帯)
 - (2) 利便性を高めた配布
 - ①自治会配布
 - ②自治会未加入者：
 - ・コンビニ
 - ・市内鉄道駅
 - (3) 未読読者への働きかけ
 - ①自治会未加入者と若年層読者アップ：i広報紙(スマートフォンアプリ配信。県内14市町導入。無料)

- 2 読みやすい広報紙
 - (1) 大きな文字・大きな写真
 - ①高齢者対応 (60歳以上閲読率88.7%、PC難)
 - ②若年者へアプローチ
 - (2) ニーズに対応した情報
 - ①特集的な読み物、活躍する市民の紹介を減らす
 - ②各種手続きの説明、市の重要施策や市政、防災・防犯、講座は維持

- 3 発行回数
 - 1 回/月
 - 廉価であるタブロイド版で少ないページで作成しても、月2回発行すると、現在よりも低廉に抑えることは不可
 - A4版の2色刷りで、月2回発行すると、現状よりは若干経費が落ちるが、見やすさが損なわれる



【体裁】

- 仕様 : タブロイド・16P・フルカラー
- 単価 : 41.48円/1部(現在1日号+15日号=47.75円)
- 人工 : 2.56人/工(H27業務量算定実績比▲0.34人/工) (執筆・校正時の頭数4人要)
- 経費 : 80,000部印刷時
 - ・制作費=39,820,800円(H27決算額比▲2,197,992)
 - ・配送費=8,332,876円(H27決算額比▲6,723,302)
 - ・人件費=20,369,920円(H27決算額比▲2,469,080)
 - ・経費計=68,523,596円(H27決算額比▲11,390,274)
- 情報量 : 現在比約75%
- メリット : 文字・写真の大きさを満たし、変化を打ち出しやすい。必要情報は掲載可。廉価。紙質によっては現在と重さ同程度可。
- デメリット : デザインカ・印刷力の実績が少ない。四隅に余白。作成ノウハウの実績不足。

★発行回数が減ったことによる変化を、視覚(紙の大きさ・文字・写真の大きさ、レイアウト)で体感しやすい

■8月26日 政策会議にて決定

■8月29日 幹部会議で周知

市民意見の募集結果

広報おだわら発行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	広報おだわら発行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成28年9月30日(金)
意見提出期間	平成28年6月15日(水)から平成28年7月14日(木)まで
市民への周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報おだわら6月15日号掲載 ● 市ホームページへの掲載 ● 意見募集要項を配布 (広報広聴課、行政情報センター、タウンセンター、市内各支所・連絡所・窓口コーナー)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	4件(1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

(総括表)

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他(質問など)	4

〈具体的な内容〉

(1) 経費に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	現在、広報紙発行にかかる経費はいくらか。	D	人件費を除く制作から配布までの平成26年度決算額は、1日号：31,339千円、15日号：25,425千円です。
2	月1回発行により抑制できる額はどの程度か。	D	月1回にした場合の削減額は、紙の大きさ、紙質、ページ数によって異なりますが、約10,000千円の削減を見込んでいます。
3	広告収入など歳入確保は行えないのか。	D	<p>広告掲載は、平成10年8月～平成13年4月まで実施しましたが、約2年半で約7000千円の収入でした。</p> <p>発行回数を1回にした方が広告収入よりも効果が見込めること、また、月1回にすることで掲載スペースに制約がかかる見込みであることから、現時点で広告掲載は見合わせています。</p> <p>なお、「公益財団法人神奈川県市町村振興協会広報掲載料等交付金」を得て歳入確保に引き続き努めてまいります。</p> <p>今後も、様々な方法を研究し、歳入確保に努めてまいります。</p>

(2) 市民意見募集に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	なぜ月1回の発行にするのか詳細を載せ、再度市民意見の募集を行うべき。	D	<p>今回意見を募集させていただきました規則改正（広報紙の発行回数の削減）につきましては、これを行う理由が歳出抑制であったことから事実のまま記載したつもりでしたが、左のご意見をいただき、意見を応募いただく際の判断材料として、意見募集の際に広報紙発行を月1回にする提案を行うに至った経緯を詳しく記載したほうがより良い意見募集につながったのではないかと考えます。再度の意見募集を行うことができませんが、今後の施策を行う上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今年度「小田原市から提供する情報入手に関するアンケート」も実施しており、その中で得られた結果も、市民意見として反映したいと考えております。</p>

ふるさと応援寄附金PR事業について

1 ふるさと応援寄附金の寄附状況

(1) 市外から小田原市への寄附状況

平成27年度	件数	寄附金額
9月	482件	9,360,000円
10月	371件	6,860,000円
11月	1,204件	47,279,702円
12月	2,167件	71,832,001円
1月	136件	2,890,000円
2月	217件	16,440,000円
3月	283件	26,710,001円
合計	4,860件	181,371,704円

(2) 小田原市民の市外への寄附状況

平成27年	人数	寄附金額
合計	1,848人	160,780,000円

2 今後の対応

これまで、お礼の特典を送る寄附者を市外在住者に限定していたが、次のような効果が見込めることから、平成28年10月1日より市民に対してもお礼の特典を送ることとする。

3 期待される効果

(1) 市民による都市セールス

小田原のお礼の特典には、「かまぼこ」や「干物」、「みかん」などお歳暮等の贈答品としてふさわしいものが多いことから、市民がふるさと応援寄附金を利用して、贈答することにより市内外への都市セールスにつながる。

(2) 郷土愛の醸成

市民の中にも地域の産品を購入したり、食したりする機会の少ない方もおり、そうした市民が地域の産品を選択することにより、改めて小田原の魅力を知ってもらい、小田原への愛着を高めてもらえる機会となる。

(3) 地域経済の振興（地域内循環）

市民が本市に寄附することで、特典という形で地域の産品やサービスを取得するため、間接的に地域内の経済循環が行われ、地域経済が活性化する。

(4) 障がい者の支援

市内の障がい者雇用施設で製作する特典をラインナップする予定で、市民によるふるさと応援寄附金を活用した障がい者支援の機会を確保する。

行革アクションプログラム2016

《小田原市行政改革指針に基づく行政改革の取組計画と取組結果》

小田原市
平成28年9月

環境省 森里川海プロジェクトモデル事業の採択について

1 環境省 森里川海プロジェクトモデル事業について

- 環境省では、森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すことを目的として、平成 26 年より「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを進めている。
- 今年度は、地域循環共生圏の構築に向け、下記事業と一緒に取り組む、実証地域を公募し、各地域における取組の支援とその効果の検証・課題の抽出を実施することとしている。

<環境省 森里川海プロジェクトモデル事業の内容> (参考資料4-1)

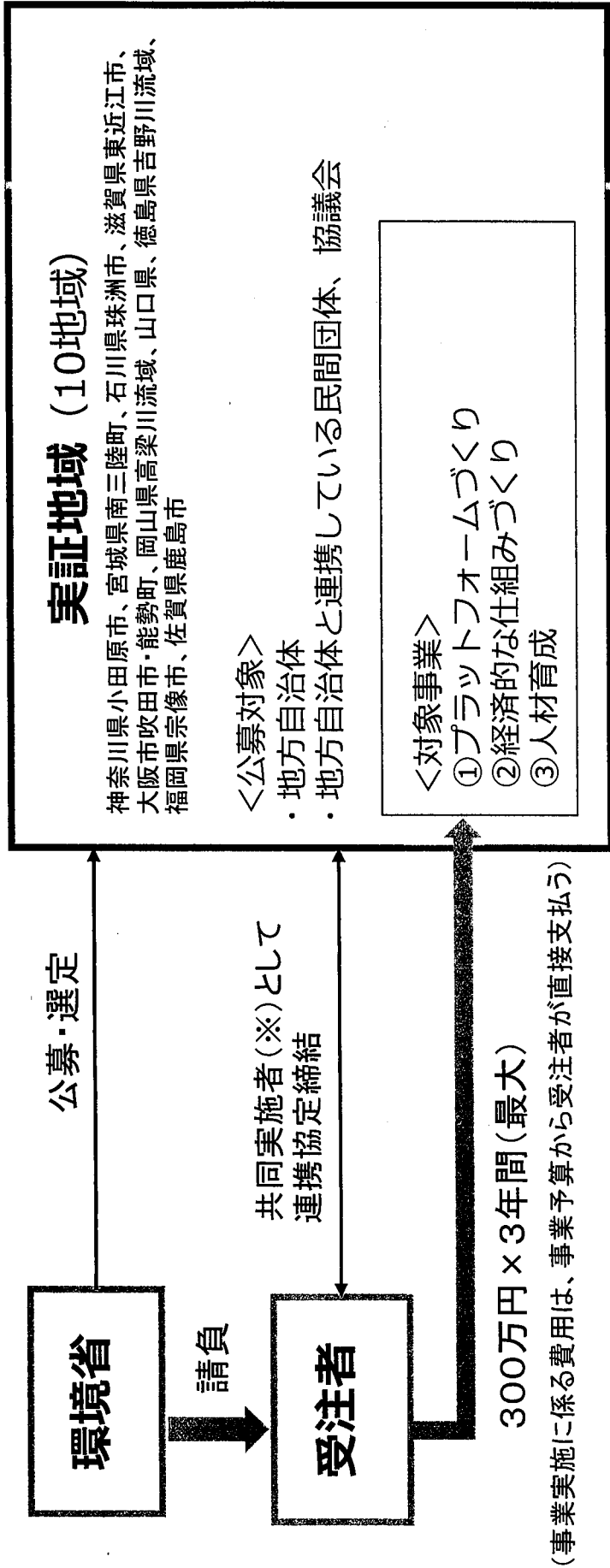
- (1) 対象団体: 地方自治体又は地方自治体と連携している民間団体・協議会
- (2) 対象事業: ①多様な主体によるプラットフォームづくり
②自立のための経済的仕組みづくり
③人材育成
- (3) 事業予算: 一地域当たり年間 300 万円(上限) ※予算の範囲内で最長 3 年間
- (4) 事業実施体制: 受注者(環境省から委託を受けて実証地域における取組を支援する事業者)と実証地域が協定を締結し、共同実施者として事業を実施。事業実施に係る費用は、受注者が直接支払い。

2 採択までの経緯

- 無尽蔵プロジェクト環境(エコ)シティより、「環境関連団体の中間支援組織」の必要性が提言され、本市では、本年 3 月に、環境団体・個人の連携・協働を支援し、市民活動の活性化を図るプラットフォームである「おだわら環境志民ネットワーク」(以下「ネットワーク」)を設立し、活動現場見学会や意見交換会を開催するとともに情報発信等を行っている。
- 本モデル事業を活用して、ネットワークの体制強化を図り、市内の環境団体・個人による活動が持続的かつ発展的に行われるようにするため、小田原市として事業提案を行った。
- 都市近郊にありながら、森里川海がコンパクトに揃い、かつ環境団体をはじめ多様な主体による連携体制が具体的に構築されつつあること等が評価され、8 月 1 日付けで環境省より採択を受けた(首都圏唯一)。
(全国から 35 地域の応募があり、小田原市を含む 10 地域が採択)
- 今後は、ネットワークの経済的基盤づくりや中核(事務局)を担う人材育成を実施予定。

環境省森里川海プロジェクトモデル事業の概要

- 森里川海の適正な管理と活用による「地域循環共生圏」の構築に向けて、実証地域において対象事業に取り組み、その効果を検証する



※共同実施者(受注者)は、資金支援のほかコンサル支援、有識者による意見交換会の開催、効果評価手法の検討等を実施予定

墓地等の経営許可等に関する事項について

1 現状及び今後の考え

平成24年4月1日に県から市へ墓地等の経営許可等の権限が移譲され、本市は「小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例」等を制定したが、現在、同条例等に基づき、大規模な墓地の許可申請等が提出されており、近隣住民等から墓地建設に反対する陳情書が提出され、議会にて陳情が採択されるなど、墓地等の経営許可申請者と近隣住民等との間で様々な問題を生じている。

これらの現状を踏まえ、本市では、墓地等の適正化及び市民生活における墓地等との周辺環境との調和を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として、同条例等を本市の特性により整合したものへと改正する必要があると考える。

2 条例等改正の主な検討内容

項目	現条例等	検討案	区分
① 趣旨	「墓地、埋葬等に関する法律」の規定に基づく許可の手続き並びに同法の施行に関し必要な事項を定めること	「趣旨」を「目的」に変更し、「墓地等の適正化及び市民生活における墓地等との周辺環境との調和を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的すること」を追記する。	条例
② 経営主体	市内に「主たる事務所又は従たる事務所等」を有する宗教法人等	市内に「主たる事務所」を有する宗教法人等	条例
③ 経営する宗教法人に必要なとする宗教活動継続期間	3年	5年	規則
④ 費用の一部の借入先	規定なし	銀行等の金融機関	条例
⑤ 土地の所有	墳墓が存する土地は自己所有が条件だが、墳墓以外の土地は、自己所有でなく、地上権設定でも可	全ての土地が自己所有であること	条例
⑥ 焼骨を埋蔵する墓地等と人が現に居住し、又は使用している建物との距離	学校、病院等特定の建物について、110m以上必要	全ての建物について110m以上必要(既に経営の許可を受けている墓地等の区域を変更する場合は、適用しない)	規則

⑦ 設置場所	規定なし	宗教法人が設置する場合は、主たる事務所が存する境内地に隣接又は近接する土地であること	条例
⑧ 設置しなければならない駐車場の区画数	墳墓の区画数の4%	墳墓の区画数の 8% (1万㎡未満) 10% (1万㎡以上) 内1%は、車椅子利用者に配慮	規則

3 今後のスケジュール

<平成28年>

9月15日～10月14日	パブリックコメントの実施
11月上旬	パブリックコメント結果のとりまとめ
11月下旬～12月上旬	小田原市議会12月定例会に「小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例」の一部改正議案を上程予定